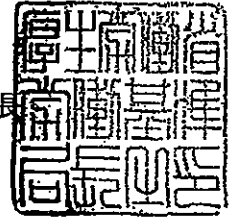


基発0428第3号
平成23年4月28日

東京電力株式会社

取締役社長 清水 正孝 殿

厚生労働省労働基準局長



福島第一原子力発電所で従事する労働者の被ばく線量管理等の徹底について

今般、東日本大震災に起因して生じた福島第一原子力発電所の事象については、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を迅速に実施するため、特にやむを得ない緊急の場合は、電離放射線障害防止規則第7条第2項の規定の適用について、放射線被ばく限度を100ミリシーベルトから250ミリシーベルトとしたところです。

福島第一原子力発電所における特にやむを得ない緊急作業に従事した労働者のその後の緊急作業以外の放射線被ばく限度については、下記の1のとおりでありますので、貴社におかれましては、福島第一原子力発電所で従事する貴社及び協力会社の労働者の被ばく線量管理等について、下記のとおり適切に対応されるよう求めます。

記

1 福島第一原子力発電所における緊急作業従事後の放射線被ばく限度について

- (1) 特にやむを得ない緊急作業による被ばく線量が100ミリシーベルト以下の労働者のその後の緊急作業以外の放射線業務への従事については、当該緊急作業に従事した期間を含む5年間における当該放射線業務従事者の被ばく線量の総量が100ミリシーベルトを超えないようにその低減化を図ること。

なお、これは福島第一原子力発電所における特にやむを得ない緊急作業を含む被ばく線量の総量についての取扱いであり、緊急作業以外の放射線業務のみでの被ばく線量が1年間につき50ミリシーベルトを超えた場合には法令違反となることについては変更はないこと。

- (2) 特にやむを得ない緊急作業による被ばく線量が100ミリシーベルトを超えた労働者のその後の緊急作業以外の放射線業務への従事については、当該緊急作業に従事した期間を含む5年間の残りの期間について、それ以上被ばくさせないこと。

2 福島第一原子力発電所における緊急作業従事後の就業上の措置について

特にやむを得ない緊急作業に従事した労働者については、上記1のとおり一定期間被ばく線量管理を行うことが必要となるが、これにより、労働者が不利益な取扱いがなされることのないよう、十分配慮するとともに、その処遇、配置等については、本人の意向等を十分尊重し、かつ、その労働にふさわしいものとなるよう、誠意ある対応を図ること。

以上